

## 令和 6 年度診療報酬改定に伴うシステム改修について

### 電子処方箋システム導入

令和 6 年度診療報酬改定により、電子処方箋システム導入体制を評価する加算が新たに設けられた。現時点では経過措置として、電子処方箋システムを導入していなくても基準を満たしているとされているが、令和 7 年 3 月 31 日までに導入しない場合は、加算の届出を取り下げる必要がある。

このシステムを導入することで、処方情報がデータ通信されるため、患者は迅速に薬を受け取ることができ、スマートフォンなどを使用して自身で処方内容を確認することも可能となるなど、利便性向上が期待できる。なお、システム導入に対し、国や北海道が補助金を設定している。

### 自動精算機発行の領収証レイアウト改修

令和 6 年度診療報酬改定により、診療費の領収証について「放射線治療・その他」という項目を「放射線治療」と「その他」に分けることが定められた。経過措置として、システム改修が間に合わない場合、別発行の明細書で項目が分かれば良いとされているが、規定された領収証が発行できる体制を早期に整備することが求められている。